

令和8年度群馬県子ども・若者総合相談センター運営事業
質問及び回答

No	項目	質問事項（原文）	回答
1	設置場所について	提案書への設置場所の記載は、具体的な住所まで必要ですか？市町村名での記載は可能ですか？	提案書において、具体的な住所（番地、物件名等）まで示してください（予定で構いません）。
2	設置場所について	契約期間中に設置場所を移転する場合、どのような手続きが必要ですか？	契約期間中に設置場所を移転する場合は、別途対応を協議することとします。
3	設置場所について	移転に伴う敷金・礼金・仲介手数料等の初期費用は委託対象経費になりますか？	設置場所の移転に伴う一切の費用は、委託対象経費に含みません。
4	人員体制・兼務について	フリースクール等の他事業との兼務運営は認められますか？その場合、審査上どのように評価されますか？	子若センターでは、他の事業との兼務運営は認められません。 なお、子若センターの受託者が他の事業を行うこと自体を妨げるものではありませんが、その場合は子若センター事業と人員及び経費を区分する必要があります。また、審査への評価は、その運営内容及び実績を勘案し、選定・審査において総合的に判断するものとします。
5	人員体制・兼務について	センターの「常時2名配置」について、フリースクールと物理的に同じ場所にいる場合でも兼務として認められますか？	No.4のとおり、センター事業と他事業の人員配置は、切り分けていただく必要があります。具体的には、曜日、時間帯等で異なる人員を配置いただくことが考えられます。
6	人員体制・兼務について	提案書の相談員について、応募時点では「採用予定」での記載が可能とのことですが、資格要件を満たす人材が採用できなかった場合はどうなりますか？	契約に向けた交渉～見積書の提出までに、仕様書に定める資格要件を満たす人員の確保に努め、センター開所時に人員を配置してください。 センター開所までに人員が確保できないと県が判断した場合、失格となります。
7	人員体制・兼務について	法人代表理事が相談員として兼務で関与する場合、要件上の扱いはどうなりますか？	相談員の資格要件は、法人の代表であるかを問わず、仕様書に記載の有資格者又は実務経験で判断してください。
8	経費について	団体としての事業実施に伴うマネジメントや総務に係る間接経費（一般管理費）は計上できますか？計上できる場合、上限金額や割合、按分の考え方はありますか？	団体自体の運営経費については、計上できません。本件提案において計上可能な経費は、子若センター事業実施に係る人件費、需用費、役務費等の事業費になります。
9	経費について	フリースクールと同一場所でセンターを運営する場合、家賃・光熱費等の按分はどのように示せばよいですか？	当該物件において、センター事業に必要な分（相談スペース等）の面積で按分し、計算してください。
10	経費について	本委託事業の委託料は消費税法上どのような取り扱いになりますか？非課税売上・不課税・課税売上のいずれに該当しますか？	委託料は、課税売上に該当します。

令和8年度群馬県子ども・若者総合相談センター運営事業
質問及び回答

No	項目	質問事項（原文）	回答
11	経費について	本委託事業が課税売上に該当する場合、消費税分は委託料上限額6,929万8,000円に含まれるという理解でよいですか？その場合、実質的な事業費が減少することになりますが、どのようにお考えですか？また非課税売上に該当する場合はその根拠を教えてください。	委託料には、消費税分を含みます。消費税相当分を含めた積算を行い、事業提案をお願いします。
12	サテライトについて	センター本部以外にサテライト相談窓口を設置することは可能ですか？その場合、開所日数等の要件はどうなりますか？	センター開所時においては、相談窓口を1か所と想定して提案してください。サテライト相談窓口等の設置については、開所後の実績等を踏まえ、別途協議することとします。
13	サテライトについて	サテライト設置場所が公共施設の場合、目的外使用の制限はどのように扱われますか？	No.12と同様
14	その他	現在他の委託事業を実施している団体が応募する場合、特別に必要な書類や確認事項はありますか？	当該他の委託事業の性質又は内容を踏まえ、必要に応じ追加で書類提出又は確認事項を求める場合があります。
15	その他	応募団体の支援実績が主に子ども対象である場合、20代後半～39歳への対応についてどの程度の実績・体制が求められますか？	応募団体の支援実績を踏まえ、若者への支援体制について選定・審査において総合的に判断することとします。
16	その他	契約期間中に設置場所を移転する場合の手続きおよび、移転に伴う敷金・礼金・仲介手数料等の初期費用は委託対象経費になりますか？	No.2及びNo.3と同様